

平成 20 年 度

定期監査(施設監査・第Ⅲ期)結果報告書

平成 21 年 2 月

豊 島 区 監 査 委 員

(写)

20豊監発第107号
平成21年3月2日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	寺	澤	隼人
同	鳴	川	智久
同	中	田	兵衛

平成20年度定期監査（施設監査・第Ⅲ期）の結果について

平成20年度定期監査（施設監査・第Ⅲ期）の結果について、地方自治法第199条第9項の規定により、別添のとおり報告いたします。

平成20年度定期監査（施設監査・第Ⅲ期）結果報告書

第1 監査の対象部局及び施設

1 区民部

[地域区民ひろば課]（6施設）

区民ひろば駒込、区民ひろば清和、区民ひろば朋有、区民ひろば西池袋
区民ひろば池袋、区民ひろば千早

2 子ども家庭部

[子ども課]（7施設）

千早児童館、要町第一児童館、
子どもスキップ駒込、子どもスキップ朋有、子どもスキップ池袋第三
子どもスキップ富士見台
ジャンプ東池袋

[保育園課]（8施設）

南大塚保育園、西池袋第二保育園、池袋第三保育園、池袋第五保育園、
南長崎第一保育園、南長崎第二保育園、高松第一保育園、高松第二保育園

第2 監査実施期間

平成21年1月19日（月）から

平成21年1月27日（火）まで

第3 監査の観点

平成20年度財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について、平成20年度監査実施計画に基づき実施した。

第4 監査の方法

各施設において、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が各施設長より概要説明を聴取し、質疑応答を行った。並行して、事務局職員が関係書類及び帳簿等の調査を実施した。

その後、施設を視察し、管理状況等について監査した。

第5 監査の結果

特に文書により指摘すべき事項は認められなかった。

なお、事務監査の際、事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

第6 意見

監査の結果に関する報告は前項のとおりであるが、地方自治法第199条10項の規定により、次項のとおり意見を申し添える。

なお、改善等の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨通知されたい。

1. 「地域区民ひろば」について

(1) 施設運営のあり方について

地域区民ひろばは、平成20年度現在、22（全区）地区のうち、18地区に設置され、21施設が区民ひろば施設として開設、運営されている。

施設や事業の運営に当たっては、世代間の交流による地域コミュニティの活性化を目的として、地域の多様な人材が参画する区民ひろば運営協議会を設置し、自主事業・自主運営を行うこととされている。

区は、現在、この運営協議会による自主事業・自主運営を支援する体制をとっているが、今後、区職員体制の一層の効率化が要請されるなかで、対象施設数が多いことやこれまでの運営協議会の運営状況等を踏まえると、運営協議会活動がこれから本格化していく段階を迎えて、地域区民ひろばの運営のあり方について、一層の検討が必要であると考えます。

具体的には、運営協議会が十分に機能し、かつ効率的な施設の維持管理ができるようにするために、運営協議会は、事業の企画・実施及び施設の運営方針の関与を主に担うこととし、現在、区が担っている施設の維持管理などの日常的な管理運営業務は、業務委託又は指定管理制度による法人・事業者にも担わせる運営方法などの、効果的で効率的な運営体制を検討する必要がある。

このため区は、地域コミュニティの活性化の実現に向け、今後の区民ひろば運営協議会による効果的な区民ひろば事業の展開と効率的な施設運営のあり方について、これまでの事業及び施設運営の実施状況や運営協議会等の地域の意向等を踏まえつつ検討されたい。

(2) 施設の有効活用について

地域区民ひろば施設については、昨年度の定期監査（施設監査）結果報告において、既存施設を区民ひろば施設として十分活かして運営できるように必要な施設の改修、運営体制等の改善を図るよう意見を述べたところである。

現在、旧ことぶきの家を転用した区民ひろば施設のうち、療浴室のある施設が7箇所あるが、いずれも未改修のまま倉庫等として使われている。

区は、区民ひろば施設のスペースの有効活用を一層進め、地域区民ひろばの機能が十分に発揮できるよう、旧療浴室の改修や併設施設である区民集会室の区民ひろば事業への活用を早期に計画化し、その実現に努められたい。

2. 「子どもスキップ」について

(1) 子どもスキップの設置促進及び施設設備の充実について

本年度の学校監査（施設監査）結果報告の中でも意見として述べているが、平成 21 年度に清和小学校区、平成 22 年度に仰高小学校区にそれぞれ子どもスキップが設置される予定である。それ以外の 6 小学校区は平成 23 年度以降の設置予定となっているが、その時期は具体化されていない状況である。

子どもスキップについては、その認知度が就学前の子どもを持つ保護者の間で高くなりつつあり、小学校の隣接校選択制での小学校入学の選択の大きな要素のひとつとなっている。

また、現状では、子どもスキップの未設置により放課後子ども教室事業も未実施となることから、実施校区との間で差が生じてしまっている。

こうした状況を踏まえて、区は、子どもスキップの未設置校区に関しては小学校内の設置（校内型）を基本として、教育委員会及び学校との緊密な連携の下に一層、早期の設置に向けて積極的に取り組まれない。

加えて、子どもスキップ実施校区での現行のスキップ事業の充実を図るため、コアスペース及びセカンドスペースの環境整備を計画的に進めるとともに、学校内の空き教室等の一層の有効利用により、子どもスキップ固有スペースの拡大が図られるよう努められたい。

なお、上記の施設・設備などの充実に併せて、現在の常勤の所長を含む職員体制について、今後とも施設運営の効率化を図っていく観点から、児童の実利用時間に応じた職員体制などについても検討されたい。

(2) 子どもスキップの利用促進について

子どもスキップ事業については、本格実施から 3 年を経ることから、この間の事業実施上の課題と成果について、十分に調査、検討するなど、子どもスキップ実施後の子どもの放課後対策を包括的に推進していく上での諸課題を明らかにするべき時期にきていると考える。

区は、子どもスキップ事業を利用しない児童の放課後の実態を調査するとともに、現行の子どもスキップ事業に対する子ども・保護者・学校の意見などを踏まえ、課題を整理して、今後の子どもスキップ事業の利用促進に向けて必要な対策を講じ、その実現に取り組まれない。

3. 「保育園」について

(1) 保育園の防犯体制の整備について

区は、区民生活の安心安全を図る観点から、公共施設、特に小・中学校及び幼稚園、児童館などの施設について、これまで防犯カメラを設置するなど、施設の安全対策を推進してきたところである。

防犯カメラは日常的な施設への出入りの確認とともに、設置自体が犯罪の抑止

に一定の効果をもつことから、施設の運営上、安全対策が強く求められる公共施設、なかでも高齢者や子どもが利用する福祉施設への設置は必要性が高いと考えられる。

今回、監査を実施した保育園は、施設の出入り口の門扉の施錠とインターホンによる外来者に対する応対により一定の対策はとられているものの、防犯カメラがいずれも設置されていない状況であった。

区は、保育園について、乳幼児の保育事業を実施する福祉施設として、学校や児童館と同様に防犯カメラの設置による安全対策の強化に早期に取り組みたい。

4. 「中高生センター（ジャンプ東池袋）」について

(1) 中高生センターの運営の改善について

児童館施設は、公共施設の再構築により、地域区民ひろばの子育てひろば、子どもスキップ及び中高生センターとして再編が進められているところである。

そのなかで中高生センターは、中高生等の遊び指導による健全育成等や文化芸術活動、体力増進、相談・情報提供及び地域との連携・協力、交流を支援する施設として設置された。

「ジャンプ東池袋」は、主として東部地域のセンターとして平成19年度に設置された施設である。

施設の利用については、高校生の利用時間は、平日午前10時から午後8時まで及び土曜日であり、施設にはホール、音楽室をはじめ多目的室や図書コーナー等がある。

平成19年度の中高生の利用状況は年間延べ8,837人で、開館1日あたり延べ30人である。中高生の利用のため、学校への通学や授業時間以外の、平日夕方の時間帯や土曜日の利用が主となるため、平日の午前や午後の早い時間帯の利用は低く、利用施設も音楽室以外の施設の利用は低い状況にある。

現在、この空いている時間帯、施設設備については、併設施設の区民ひろば用の子育てひろばをはじめとするひろば事業で使われているが、センターの本来の利用対象である中高生の利用状況は、開設2年目の本年度は前年度より増加傾向にあるものの施設全体の使用状況は、全体としてまだ低いと言える。

こうした中で、中高生センターについては、平成23年度以降に西部地域におけるセンターを長崎第二児童館（単独施設）を転用して設置する計画が今後、検討されることから、中高生センターの運営のあり方を踏まえた運営の改善策を検討することが必要であると考えられる。

そのため、現施設の「ジャンプ東池袋」の開設時間、施設設備の利用状況や利用者の意向等を検証した上で、施設の効率的な運営を図る観点からの職員体制を含めた運営体制のあり方や施設の有効活用を図るための区民ひろばとの一体的な運営について検討するなど、今後の中高生センターの運営の改善に向けて取り組まれない。